

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 年 月 日

川越市長 殿

提出者

住 所 埼玉県川越市脇田本町25-19

氏 名 社会医療法人社団尚篤会

代表者 理事長 市川 样子

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 049-242-1181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会医療法人社団尚篤会 赤心クリニック
事業場の所在地	埼玉県川越市脇田本町25-18
計画期間	令和 5/ 4/ 1 ~ 令和 6/ 3/31

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 床
③従業員数	66名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>① 外来や病棟などの医療行為（感染性廃棄物発生） ② 外来やナースステーション等、関係者以外の方が 触れない場所で一時保管（できるだけ短く） ③ 感染性容器密閉後鍵の掛かる保管庫で保管 ④ 収集運搬業者経由にて中間処理場へ搬入後、焼却により中間処理。 ⑤ 最終処分は、溶融ガラスやアーカントなどの路盤改良材として利用、または管理型埋立。</p>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
<p style="text-align: center;">特別管理産業廃棄物管理責任者 ↓ 管轄行政機関 ← 廃棄物担当者 → 清掃担当者 ↓ 各医療現場担当者</p>			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
②計画	排 出 量	61.395 t	
	(これまでに実施した取組) 分別の徹底（勉強会）、ディスポ品の減量化（可能な範囲でリサイクル品の導入）部門ごとに廃棄物の発生を抑制するよう心掛ける		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
②計画	排 出 量	58.325 t	
	(今後実施する予定の取組) 分別の徹底（勉強会を行う）、ディスポ品の減量化（リサイクル品の使用を可能な範囲で使用する）廃棄物の発生を抑制するようより一層心掛ける		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別の徹底や従来よりも小型の商品、エコ商品があれば積極的に導入し、廃棄物の発生を抑制するよう心掛けている		
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別の徹底（勉強会を行う）、ディスポ品の減量化（リサイクル品の使用を可能な範囲で使用する）		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	
(これまでに実施した取組)		
特に無し		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	
(今後実施する予定の取組)		
特に無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	
(これまでに実施した取組)		
特に無し		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	
(今後実施する予定の取組)		
特に無し		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類 自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	感染性 0 t
	(これまでに実施した取組)	
	特に無し	
【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類 自ら埋立処分を行ふ 特別管理産業廃棄物の量	感染性 0 t
	(今後実施する予定の取組)	
	特に無し	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	感染性 61.395 t 61.395 t 0 t 25.475 t 9.945 t
	(これまでに実施した取組)	
	感染性廃棄物であるため、中間処理が焼却となり、再利用が出来ませんが、焼却灰を溶融し、スラグ化（路盤材）や、焼成により人工砂（洪水防止路盤材）として、再利用が可能となるよう、可能な限り、リサイクル処理フローを持った業者へ委託した。 また、発電や熱回収なども同様に、これらを実施している中間処理施設への委託も心掛けた。	

(第5面)

【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性
	全処理委託量	58.325 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	58.325 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	24.201 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	9.447 t
(今後実施する予定の取組)		
中間処理は感染性廃棄物のため、焼却処理をする都合、再利用が出来ませんが、焼却灰を溶融しスラグ化（路盤材）や、焼成により人工砂（洪水防止路盤材）として、できるだけリサイクル推進を心掛ける。医療廃棄物容器も再生品を使用する計画もあり、環境負荷の低減を心掛ける。また、さらに発電などの熱回収利用の出来る処理業者へ委託量を可能範囲で推奨をする		
【前年度（令和4年度）実績】		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	61.395 t
	(今後実施する予定の取組)	
	すでに実施しているため今後も継続していく。	
※事務処理欄		